

議案第81号関連資料

指定管理者の指定に係る議決事項の一部変更について

1 目的

令和2年度末に指定期間の満了を迎える明石市立総合福祉センターについて、指定期間を変更し、現指定管理者による管理運営を継続しようとするものです。

2 管理を行わせる施設及び指定管理者

(1) 施設

名称：明石市立総合福祉センター

所在地：明石市貴崎1丁目5番13号

(2) 指定管理者

社会福祉法人 明石市社会福祉協議会

3 指定期間の変更

2021年(令和3年)3月31日までの指定期間を1年間延長し「2022年(令和4年)3月31日まで」とします。

4 変更の理由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、令和2年度に予定していた次期指定管理者の候補者の選定を延期したため、現行の指定管理者の指定期間を延長しようとするものです。